

第4回中央区教育振興基本計画検討委員会でいただいた意見・質問票に対する回答

●質問

	内容	事務局回答(案)								
1	不登校の出現率について ①中学校で急に高くなる理由について、もう少し深く掘り下げたほうが良いのではないか。 ②(H30年度における)要因の最も多い「家庭にかかる状況」とは具体的にどのようなのか。 ③子ども園の類型について説明して欲しい。また、子ども園は所管が異なると思うが、一体となった保育や教育は出来るのか。	①不登校になる理由は一人一人異なっており、様々なことが考えられます。中学校への入学に伴い不登校が急増する理由は、学習面や生活面が大きく変わることや、先輩後輩などの上下関係になじめない等、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれるもので、このことは本区に限らず全国的にみられるものとなっています。 【参考】 小6・中1の不登校児童・生徒数(国・中央区) <table><tr><td>国(H30)</td><td>小6: 14,061人</td><td>中1: 31,046人</td><td>(小6→中1 約2.2倍)</td></tr><tr><td>中央区(H26～30の合計)</td><td>小6: 34人</td><td>中1: 81人</td><td>(小6→中1 約2.4倍)</td></tr></table> ②一人一人要因が異なっているため一概には言えませんが、具体例をお示しすると、「家庭の生活環境の急激な変化」、「親子関係をめぐる関係」、「家庭内の不和」などです。 ③認定こども園の概要は、別紙のとおりです。(内閣府ホームページより引用) なお、本区では幼保連携型認定こども園については教育委員会が一体的に所管します。	国(H30)	小6: 14,061人	中1: 31,046人	(小6→中1 約2.2倍)	中央区(H26～30の合計)	小6: 34人	中1: 81人	(小6→中1 約2.4倍)
国(H30)	小6: 14,061人	中1: 31,046人	(小6→中1 約2.2倍)							
中央区(H26～30の合計)	小6: 34人	中1: 81人	(小6→中1 約2.4倍)							
2	中学校の不登校の出現率について 平成30年度の中学校の不登校の出現率が、国3.65%に対し、区4.43%はかなり衝撃的である。学力など優れているデータは積極的に掲載されているが、区の課題とすべき数字が掲載されないのはいかがか。 計画書P17に記載のある、「②ー1 不登校未然防止に向けた一人一人のアセスメントの推進」及び「③ 適応教室「わくわく21」の機能の拡充」を推進した結果が、今後、結果として表れるかを注視するためにも、必要なデータとして掲載すべきと考える。	不登校の出現率については、毎年、「点検・評価」の中でお示しし、各取組の効果等について検証を行っているところです。 なお、出現率が高い理由は、質問1に対する回答にある中1ギャップのほか、小学校全学年と中学校全学年の実数での増加率をみても国と同程度であることを踏まえ、区立中学校以外への進学率が約半数を占めていることから母数となる生徒数が少なくなることなども影響していると考えます。 しかしながら、今後も一人一人の状況等を詳細に分析し、適切に対応していきます。 【参考】 小・中学校の不登校児童・生徒数(国・中央区) <table><tr><td>国(H30)</td><td>小: 44,841人</td><td>中: 119,687人</td><td>(小学校→中学校 約2.7倍)</td></tr><tr><td>中央区(H26～30の合計)</td><td>小: 110人</td><td>中: 269人</td><td>(小学校→中学校 約2.4倍)</td></tr></table>	国(H30)	小: 44,841人	中: 119,687人	(小学校→中学校 約2.7倍)	中央区(H26～30の合計)	小: 110人	中: 269人	(小学校→中学校 約2.4倍)
国(H30)	小: 44,841人	中: 119,687人	(小学校→中学校 約2.7倍)							
中央区(H26～30の合計)	小: 110人	中: 269人	(小学校→中学校 約2.4倍)							
3	豊かな人間性を育む体験活動について 計画書P20に記載のある、「② 豊かな人間性を育む体験活動の実施」の中で、「ボランティア等の活動は～」とあるが、【主な取組】の中にボランティア活動以外の活動の記載がない。何か計画されている活動はあるのか。	本区では、キャリア教育、自然体験、宿泊体験、ボランティア活動など、さまざまな活動を通じて豊かな人間性が育まれるものと考えます。記載の活動以外では、地域の伝統・文化に触れる体験活動や社会科見学、音楽鑑賞会や運動会なども実施しています。								
4	いじめの未然防止の取組について 計画書P24に記載のある「① いじめの未然防止の取組」の中で、「東京都教育委員会からの学校非公式サイト等の監視による情報を活用」とあるが、【主な取組】の中に活用する記載がない。情報や対応責任のたらい回しを防ぐ意味でも、この情報を誰が主体的に対応するのかといったルールを定める必要があると感じる。	本事業は東京都教育委員会が実施しており、現在すでに活用を図っているところです。該当する案件があれば教育委員会に情報提供がなされ、学校とも連携しながら、内容に応じて適切に対応することとなっています。 なお、教育委員会では「いじめ総合対策」においてその対応を定めています。								

●質問

	内容	事務局回答(案)
5	公私連携方式について 計画書P26・27では、「公私連携幼保連携型認定こども園の整備」が、中央区の多様なニーズに対応する施策として記載されているが、「公私連携」はあくまでも私立であり、区が関与できる範囲は非常に限られている中で、なぜ、多様なニーズに対応する方式が「公私連携」なのか。また、なぜ、「幼保連携」なのか。他の方式との比較など、決定の理由は何か。	認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、多様なニーズに対応する施設です。平成27年に新たに導入された公私連携方式は、区と法人が協定を結ぶことにより、様々なニーズに対応できるノウハウを持った法人が運営し、区がその運営に関与することができるというメリットがあります。 また、どの種類のこども園を整備するかについては、それぞれの地域のニーズ等を勘案して決定しているところですが、本地域の幼稚園ニーズと区の待機児童の現状を鑑みて、幼保連携型としました。

●意見

1	学校施設の改修スパンについて 第4回の検討委員会で、学校施設の改修における区の考え方について、小川委員長から計画に丁寧に記載していただきたい旨の発言があったかと思うが、反映がなされていない。 また、諸々の理由から、短いスパンでの学校改修が必要になる旨の回答があったが、改修中の学校で学ぶことは児童・生徒・教員に大きな負担を強いることになると感じる。推計が生かされておらず、目の前の課題に対応しているだけのように見える。10年の間に同一校で複数回、改修を行うことのないような計画づくりをしていただきたい。	計画28ページの「取組の方向性 ①学校施設の整備等」に、地域の状況や最新の学校別の推計などに基づき毎年修正を行い、教室に過不足が生じないよう計画的に行っていく旨の文章を追加しました。 なお、長期的なスパンでの改修を行うことは、不必要な空教室やスペースを作ることになり、ランチルームや多目的教室を狭める等といった問題が生じてしまうことなどから、毎年推計を修正し、数年前から計画的に整備を行っていきます。
---	--	--